

項目削除

201. 10

特定通常実施権登録制度に係る登録申請書に添付する書面の取扱い
(特・実)

産活法に規定する特定通常実施権登録制度（以下「本制度」という。）における特定通常実施権登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、申請又は嘱託に基づき、特定通常実施権登録簿に登録事項を記録することによって行う。

当該登録の申請書には、登録の原因を証明する書面等、特定通常実施権登録令（以下「令」という。）第13条及び第14条に規定する必要書面を添付しなければならない。

1. 登録の原因を証明する書面について（令13条1項1号、3号）

設定の登録における特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾、移転登録における通常実施権の全ての移転、抹消登録に際しての通常実施権の消滅などの登録の原因となる事実が存在していることを明らかにし、実体を欠く無効な登録が発生することを防止するために、登録の原因を証明する書面を登録申請書に添付しなければならない。

- (1) 特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権登録申請書には、特定通常実施権許諾契約の事実を証明する書面（特定通常実施権許諾契約書等）を添付させる。
- (2) 特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権移転登録申請書には、次の書面を添付させる。
 - ア. 譲渡によるときは、特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の譲渡証書又は売買契約書等
 - イ. 会社分割によるときは、承継人であることを証明する書面（登記事項証明書及び承継証明書等）
 - ウ. 実施の事業とともにする移転であるときは、実施の事業とともにする通常実施権の譲渡証書及び移転する実施の事業の内容を記載した書面
- (3) 合併による特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権移転登録申請書には、合併の事実を証明する書面（登記事項証明書等）を添付させる。
- (4) 延長登録申請書には、存続期間を延長する旨の契約書等を添付させる。
- (5) 抹消登録申請書には、通常実施権契約解除証書、通常実施権放棄書等を添付させる。
- (6) 登録対象外登録申請書には、「特定通常実施権登録の対象でない権利の表示」欄に記載した特許権、実用新案権又はこれらの専用実施権（以下「特許

権等」という。)について、当該通常実施権の対象としない旨の意思を記載した書面(宣誓書等)を添付させる。

2. 許諾の対象となる特許権等を特定するために必要な事項を記載した書面について(令13条1項4号)

本制度においては、登録の対象となる通常実施権が特許番号又は実用新案登録番号によって特定されていないことから、それらの内容が第三者によって識別可能とするために必要な事項を記載した書面を前記1.(1)の申請書に添付しなければならない。

なお、当該書面の作成にあたっては、本制度における通常実施権の特定についての基本的な考え方を示した「特定通常実施権登録制度における通常実施権の特定方法に関するガイドライン」が特許庁ホームページにおいて公表されている。

3. 第三者の許可、同意又は承諾(以下「許可等」という。)をしたことを証明する書面について(令13条1項2号)

第三者の許可等がなければ、登録の原因たる権利変動が効力を生じないような場合は、第三者の許可等を証明する書面を登録申請書に添付しなければならない。

ただし、登録の原因を証明する書面が執行力を有する判決である場合において、判決文に第三者の許可等の旨が含まれているとき又は登録申請書に当該第三者が記名押印したときは、同書面の添付をすることを要しない(令13条2項、3項)。

- (1) 破産管財人が特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権を任意売却するときは、裁判所の許可書を添付させる(破産法78条2項)。
- (2) 共有の通常実施権である場合、共有者の一方が第三者に譲渡するときは、共有者の同意書を添付させる(特94条6項、実19条3項)。
- (3) 特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権を移転する場合(法人の合併、分割又は実施の事業とともにする移転であるときを除く。)、特定通常実施権許諾者である特許権者、実用新案権者又はこれらの専用実施権者の承諾書を添付させる(特94条1項、実24条1項)。
- (4) 特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権移転登録申請(合併による移転登録申請は除く)における当該通常実施権の譲受人及び譲渡人の契約が、利益相反行為に該当するときにあっては、取締役会又は株主総会の決議(承認)を証明する書面を添付させる(会社法356条、365条等)。

4. 債権者代位の原因を証明する書面について(令14条)

債権者は、民法第423条の規定に基づき自己の登録請求権を保全するため、債権者代位権を行使して債務者に代位して登録を申請するときは、代位の原因を証明する書面として、移転登録の原因となる譲渡証書等を添付させる。

5. 代理権を証明する書面について(特定通常実施権登録令施行規則12条)

登録の申請手続が代理人により行われるときは、当該登録の申請手続ごとに、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

なお、産活法は、特例法の対象となっていないことから（特例法1条）、特例法施行規則第6条に規定する包括委任状を援用することはできない。

6. 援用による提出書面の省略について

添付すべき書面は申請書ごとに添付するのが原則であるが、以下の方法により提出する書面の省略をするときは、当該省略する証明書等の名称及び証明書等を添付している登録申請書の名称や提出日を、省略しようとする手続において明示することにより行うことができる（令16条）。

- （1）同時に二以上の登録の申請の手続をする場合において、各手続において提出すべき書面の内容が同一であるときは、一の手続においてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出たとき。
- （2）他の事件について既に特許庁長官に登録の申請の手続において提出すべき書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出たとき。

（改訂平成23・11）